

平成29年1月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会

会長 力宗 幸男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年1月23日付兵後広第727号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市における介護予防効果検証事業に関するレセプトデータの利用について

(条例第8条「提供の制限」に関して)

## 1 公益上の必要性について

貴広域連合から神戸市へ「在宅医療データ分析調査」の目的のため個人情報を外部提供することの公益上の必要性については先般、妥当であると判断したところであるが、当該提供データを神戸市において「介護予防効果検証事業」のために利用することについては、当該事業が介護予防の推進のための効果的な分析を可能にするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

## 2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ迅速に廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、第三者へのデータ提供にあたっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び対策基準等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すとともに、介護予防効果検証事業における分析用データの提供にあたっては、特に「連結不可能匿名化処理」(他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理)を行っただうえで提供すること。